



審査員力量向上研修

2022年11月
エコアクション21 中央事務局



研修の内容

1. 審査員の力量向上ステップ
2. 審査員の力量とは何か
3. 審査員の力量の課題
4. 判定委員会等で課題になっている点等
5. 審査員としての力量向上方法

1. 審査員の力量向上ステップ

- 審査員の力量向上は、年1回の研修だけで果たせない。研修で「気づき」得て、実際の審査で適用し、自らレベルアップすることを狙いとしている。これを3年一区切りで実施する。

	1年目	2年目	3年目
概要	<ul style="list-style-type: none">・審査員の力量とは何か・審査員の力量としての課題がある点	<ul style="list-style-type: none">・審査で実際にある課題と指摘する審査員に必要な力量	<ul style="list-style-type: none">・審査で事業者に提供できる価値と、審査員に必要な力量
方法	<ul style="list-style-type: none">・審査員としての必要な力量を示し、現在の審査員に課題となる点はどこかを説明。	<ul style="list-style-type: none">・組織の課題と審査員としてどう対応(指摘)すべきか事例を中心に進める。	<ul style="list-style-type: none">・SDGs、品質、労働安全などとEMSとの統合。(状況により変更の可能性あり)
判定委員会からの課題	判定委員会で問題になっている点	継続	継続

審査員の力量とは何か1

- ISOでは監査員のガイドラインISO19011:2019で監査員の**個人の資質**として以下の点を挙げている。 ※注意を要すると考えられる点を抜粋
 - **観察力がある**。すなわち、物理的な周囲の状況及び活動を積極的に観察する。
 - **知覚が鋭い**。すなわち、状況を認知し、理解できる。
 - **適応性がある**。すなわち、異なる状況に容易に合わせることができる。
 - **決断力がある**。すなわち、論理的な理由付け及び分析に基づいて、時宜を得た結論に到達することができる。
 - **自立的である**。すなわち、他の人々と有効なやりとりをしながらも独立して活動し、役割を果たすことができる。
 - **不屈の精神をもって活動できる**。すなわち、その活動が、ときには受け入れられず、意見の相違又は対立をもたらすことがあっても、責任をもち、倫理的に活動することができる。
 - **改善に対して前向きである**。すなわち、進んで状況から学ぶ。

審査員の力量とは何か2

- 同じく監査員の**知識、技能**として以下の点を挙げている。 ※抜粋
 - 有効に作業を計画し、必要な手配をする。
 - 合意したタイムスケジュール内で監査を行う。
 - 重要事項を優先し、重点的に取り組む。
 - 有効なインタビュー、聞き取り、観察、並びに記録及びデータを含む文書化した情報のレビューによって、情報を収集する。
 - 監査のためにサンプリング技法を使用することの適切性及びそれによる結果を理解する。
 - 収集した情報の関連性及び正確さを検証する。
 - 監査所見及び監査結論の根拠とするために、監査証拠が十分かつ適切であることを確認する。
 - 監査基準又は監査方法の確立に用いるマネジメントシステム規格又は他の規準文書若しくは手引・支援文書の理解
 - 組織のタイプ、統治、規模、構造、機能及び関係の理解
 - 適用される法令・規制要求事項及びその他の要求事項の理解

審査員の力量とは何か3

■ エコアクションでは現在は昇格審査(審査員補から審査員への試験官の立会審査:70点以上合格)があり、**昇格の基準**は以下の内容であり、審査員の力量とも言える ※特に注意を有する点を抜粋

1.審査計画書

- 審査の順番は適切に設定しているか(代表者→事業所内視察→環責審査→部門審査など)
- 審査時間の配分は適切か(代表者、環境管理責任者、部門審査、自らの書類整理、移動時間など)

2.書類審査

- 組織の状況・特徴・課題を把握しているか
- 書類で発見された課題を明確に示しているか
- 書類上の不整合を探すことに注力し、重要な課題を見失っていないか
- 書類上で明らかに課題となること、現地で確認すべきことを峻別しているか
- 記載が簡潔明瞭であり、かつ問題点が確実に理解できるか



審査員の力量とは何か4

3.チェックリスト

- ガイドラインの要求を満たしているか判断した根拠は明確になっているか
- 書類審査など審査前に設定した確認事項を確認しているか

4.初回会議

5.現場確認

- 周囲の状況を確認し、組織から地域に与える影響を確認しているか
- 製造業ならば工程を確認するなど、組織の業務内容を深く理解するようにしているか
- 緊急事態の発生可能性、法的対応施設など重要施設を漏れなく確認しているか
- 現場の状況を素早く観察し、その状況を踏まえた質問をしているか
- 5S、従業員の動き、設備の状況、表示などの組織全般の状況を観察しているか



審査員の力量とは何か5

6.環境管理責任者・事務局・部門審査内容

- 審査対象の業務を確認し、その内容を踏まえた質問をしているか
- 質問の順序にストーリー性があるか
- 問題がある場合の掘り下げは十分行っているか
- 問題点の組織への確認、合意形成は適切か
- 必要に応じて、適切なアドバイス、指導を行っているか"

7.代表者インタビュー

- 全体的な業務の内容、経営の状況を確認しているか
- 代表者が考える課題とチャンスを引き出しているか
- 環境の専門家としての立場をわきまえた質問をしているか

8.審査管理

- 審査時間の管理は適切か
- 組織の説明をよく聞いているか

審査員の力量とは何か7

9.指摘の内容

- ABCの指摘の区分は適切か
- 指摘の根拠を十分確認しているか
- 事実に基づかない審査員の一方的な指摘をしていないか
- 指摘は受審組織にとって役立つものか
- 指摘は受審組織にとって納得性があるか
- 指摘の記述は必要・十分でわかりやすいか

10.審査結果報告書の記述

- 審査様式集の事例等の記載に準じて作成しているか
- 総合コメントの記述は適切か
- 審査結果報告書全体として環境経営に寄与する内容になっているか

11.終了会議

- 簡潔明瞭、わかりやすく審査結果を説明したか
- 組織にとり納得感がある報告であったか
- 口頭でのコメント内容に不適切な事項はなかったか

審査員の力量とは何か8

12. 審査後の対応（是正処置、コミュニケーションシート）

- 是正処置は再発防止を含んでいることを確認しているか
- コミュニケーションシートは審査で得た情報が適切に反映されているか

13. 審査員としての資質・能力

- 審査全体を通じて一人で審査を管理する能力があるか
- 論理的な思考が身につけられ、審査に適用しているか
- 審査において必要、十分な判断力があるか
- 審査の公平性や客観性に問題はないか。
- 機密保持に配慮し、守秘義務に問題はないか
- 受審企業内部のルールや慣習に対する気配りは適切だったか
- 状況に応じて、柔軟な考え方で対応していたか
- 話し方、発言内容は問題なかったか
- 冷静さを失うようなことはなかったか
- 審査チーム内での態度は協調的で、役割を逸脱せず、適切に果たしたか
(審査チーム編成の場合)

審査員の力量とは何か9

14.基本事項

- 身だしなみに問題はないか
 - 言葉使いに問題はないか
 - 全般的な態度に問題はないか
- ※相手の説明を途中で遮る、傲慢、指図をするなど





研修の内容

1. 審査員の力量向上ステップ
2. 審査員の力量とは何か
3. **審査員の力量の課題**
4. 判定委員会等で課題になっている点等
5. 審査員としての力量向上方法

審査員の力量の課題1 現場審査での気づき

- 現場に問題がある場合は、その場でよく確認し、必要な記録等で事実を固め指摘をする。
- 過去の審査で重要事項を指摘していないケースがある。

例1: メッキ工場で、水処理施設のプラスチック製タンクに鉄製補強バンドが巻かれていたが、腐食が進んでおり、地震等の際に破損の恐れがある。

例2: 製造工程周辺の整理・整頓はできていたが、工程周辺は不要物・使用するものの区別なく乱雑に置かれており5Sに問題がある。

例3: 工場を居抜きで買収し生産をしているが、過去使用していたタンクがあり、液面計を見るとタンク内に何かがあるが、内容物は不明である。

例4: 油タンクの防油堤の水抜きバルブを確認したが、開の状態であり、ここ何年も水抜きバルブの管理をしていない。

例5: 廃棄物置場に廃油を保管しているが、周辺の土に油が漏れている。最近(審査前と見られる)土をかぶせた後がある。

例6: 薬品の漏洩は緊急事態として特定しているが、同等のリスクがある油の漏洩は緊急事態として特定していない。

審査員の力量の課題2 環境法令の特定、遵守

- 法令遵守の基本事項に問題があるが、過去の審査で**重要な事項**を指摘されていないケースがある。

例1: 金属加工業で指定地域内で騒音規制法、振動規制法の特定施設があるが、届出の書類が提示できない。

例2: 浄化槽の清掃、点検は実施しているが、11条件検査を実施していない。業者が清掃、点検は実施しているのでそれで良いと事業者は思っていた。

例3: 水質関連条例、騒音・振動関連条例、下水道関連条例、廃棄物関連の条例が適用されるが、特定されていない。

例4: 水質汚濁防止法の特定施設としているが、実際には有害物質を処理しており有害物質使用特定施設である。

例5: 消防法の危険物貯蔵所の保管物が、届出書類と全く別のものが保管されていた。

例6: 代表者が数年前に変更になったが、法令求められる変更届を提出していない。

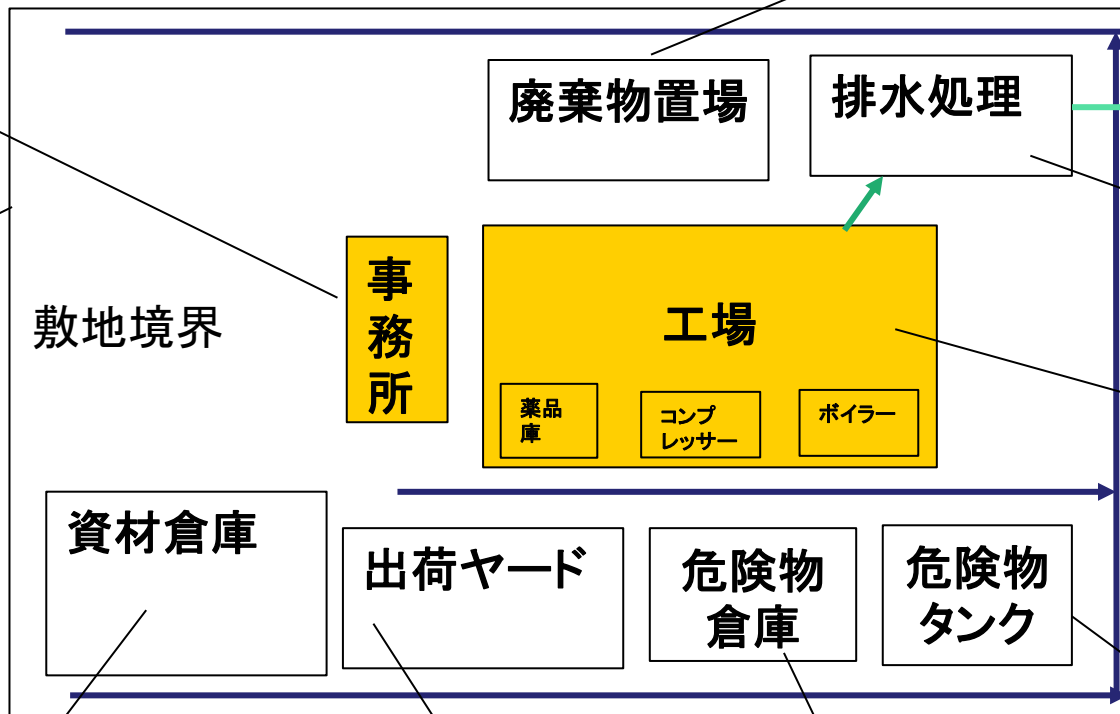
審査員の力量の課題3 現場審査で目のつけどころ

- 現場審査では以下の場所の管理状況、適用法令、緊急事態の可能性を確認する。 ※条例は省略

廃棄物処理法/保管
基準遵守、分別

フロン排出
抑制法/表
示、態度、5
S

騒音規制
法、振動規
制法、悪臭
防止法/騒
音、臭気、
人家



排水

水濁法、公害
防止組織法/
緊急事態

大防法、騒音規
制法、振動規
法、フロン排
出抑制法、PCB
特措法/
工程、法適用、
管理、表示、5
S

消防法、毒劇法、化管
法/保管状態、表示、5
S

消防法(可
燃物)

消防法、化管法、
毒劇法/保管状
態、数量、表示

消防法、水濁法
/保管状況、緊
急事態

審査員の力量の課題4 現場審査でのチェック例

- 現場審査では施設毎に何を確認するかチェックリストが頭にあることが必要。

例
屋外地上タンク（燃料・薬品貯蔵設備等）

- | |
|--|
| ・物質の種類 |
| ・貯蔵容量と必要な届出の有無（指定数量と貯蔵容量） |
| ・法定管理者の有無（危険物取扱者、毒劇物取扱責任者等） |
| ・必要な表示の有無（危険物表示、毒劇表示、規制数量等） |
| ・防液提、防油提内の容量（貯蔵量にみあっているか） |
| ・燃料等注入時の状況（立会の状況、漏洩への対応） |
| ・緊急事態発生の可能性（搬入頻度、バルブの位置、床面の状態、漏洩経路、油止め柵・遮断施設の有無） |
| ・緊急時対応手順、備品の有無（備品の数量管理） |
| ・緊急事態発生時の被害拡大の可能性（排水溝、河川等の近接） |
| ・緊急事態発生訓練の状況（記録は別途確認） |
| ・水抜きバルブの開閉状態（排水時の水質管理） |
| ・提内の汚れの有無 |
| ・提内床面亀裂の有無 |
| ・タンクの腐食等の状態 |
| ・混合危険（酸化、還元物質等）のある薬液の近接貯蔵の有無 |
| ・施設の施錠の有無（毒物など物質による） |

審査員の力量の課題5 指摘の根拠が乏しい

- ガイドラインの要求、法的要求、組織のルール以外の内容を指摘をする場合、**指摘の根拠**(課題がある、課題となることが懸念される、事業者が困っている等)が乏しい場合がある。

(指摘例と課題)

例1: 社員への教育を実施していますが、教育訓練の記録をとると良い。

- ➡ 教育の記録はガイドラインの要求ではない。教育の効果に問題があり、記録をとることで改善が期待できることに場合には指摘できる。

例2: 社会的にSDGsへ認識が広まっている。当社も環境経営目標とSDGsのゴール関連性を確認し、環境経営レポートに記載すると良い。

- ➡ 事業者がSDGsに対し興味があるが、どう取組んで良いか分からない時に有効な指摘。

例3: 火災が発生すると廃棄物が発生し、大気汚染にもつながる。火災を緊急事態に特定すべきである。

- ➡ 火災は通常消防法で対応しており、更に緊急事態として特定することを指摘するなら、火災のリスクが高いが対応が不十分などの根拠が必要。

審査員の力量の課題6 指摘の根拠が乏しい

(指摘例と課題)

例4: 化学物質について、毒劇法、労安法有機則・特化則対象物質についても使用量を集計し負荷の自己チェックに掲載すること。

➡ガイドラインでは化管法の第1種指定化学物質を把握していれば良い。その他の化学物質について把握すべきという根拠がない。

例5: 環境への取組みの自己チェックを作成すると良い。

➡ガイドラインでは取組みの自己チェックは、登録時は必須であるが、以降作成するかは事業者の自己判断である。

例6: 目標が未達成であり、「是正・予防実施記録」を作成すること。

➡当社は目標未達の場合、「是正・予防実施記録」を作成するルールになっているかがポイント。ガイドラインでは、目標が未達の場合「是正・予防実施記録」を作成する要求はない。



審査員の力量の課題7 部門の審査

- 部門での審査が行われていない場合がある。代表者と環境管理責任者だけでなく、部門の審査で事業者全体としてのエコアクション21の定着を確認する。

<部門審査の確認事項例>

- 業務内容の確認 → 業務内容に照らし適切な環境活動が実施されているか
- 理念、環境経営方針等の代表者の環境への取組みの意図の理解
- 部門に関連する環境経営目標の内容と実施
- 部門に関連する環境経営目標の進捗確認、分析、評価
- 緊急事態への対応
- 法令遵守維持
- 教育、コミュニケーションの実施
- 部門からの環境保全に対する要望、期待
- 社員のエコアクションに対する理解、実践
- 社員の環境に関する関心 等



研修の内容

1. 審査員の力量向上ステップ
2. 審査員の力量とは何か
3. 審査員の力量の課題
4. 判定委員会等で課題になっている点等
5. 審査員としての力量向上方法

判定委員会で課題となった点1

「審査計画書」

○審査の順序

- 事業概要のヒアリングは、代表者インタビュー、環境管理責任者審査の時に実施し、別に時間を設ける必要はない。規則参照
- 現場確認が午後になっているが、理由がない限り現場を確認した後、環境管理責任者審査を行った方が良い。規則参照

○部門審査

- 部門審査が計画されていない。社員数42名で部門での活動計画もあり、部門審査でエコアクション活動の定着を確認すること。

○審査時間

- 12:00～14:30が移動と昼食(60分)になっており、1日60分以内との移動規定を満たしていない。
- 3日目の審査時間が0.5日ならば30分不足している。
- 部門審査が15分と短い。業務の内容、環境活動への取組み確認をすれば15分では足りない。多くの部門を1年に詰めこむのではなく、複数年で順番に審査する計画とすること。

判定委員会で課題となった点2

「書類審査報告書」

- 単に確認したことを記載するだけでなく、受審企業の課題と思われる点、現地審査での確認事項を記載すべきである。
- 単に「指摘事項はない」「問題なし」と書いているが、書類審査は指摘事項がなくとも、「□□であることを確認した、現地では〇〇を確認する」と書類審査の結果を踏まえ、何を現地審査で確認するかを記載すること。
- ガイドラインの要求を超えて、書類だけで「〇〇をすべきである」などと審査員の考えを断定している。現地に行かないと実態は分からない。

「現地審査チェックリスト」

- 単に「確認した」「作成している」等、チェックリストの項目をおうむ返しで記載している。「書類●●で確認した」「現場の■●で確認した」など具体的にどこで確認したか根拠を記載すること。

「代表者による経営における課題とチャンスの取りまとめ」

- 内容が甚だ簡単。30分インタビューでこの内容なのか疑問がある。

判定委員会で課題となった点3

「審査報告書」

- 指摘が1件もないが、総合コメントの「改善すべき点・提案事項」には、複数の提案をしており、内容から指摘に出来るものがある。
- 指摘が1件もないが、様式9に「口頭での推奨はかなりの件数になった」とある。
- 拡大審査であるが、審査報告書に拡大審査を実施した結果について触れられてない。
- 課題とチャンスは審査員個人の考えのように読める。課題とチャンスは代表者が考えを記載するところである。
- 緊急事態の訓練を実施していないとのことをA指摘としているが、登録以来実施していないならば少なくともB指摘に該当する。
- 電力排出係数の電力会社を記載することを要請しているが、ガイドラインでは排出係数の記載要求はあるが、会社名を記載するとの要求はない。
- 「第一種特定機器」⇒「第一種特定製品」、「水銀製品使用産業廃棄物」⇒「水銀使用製品産業廃棄物」 法令の用語は正確に使用すること。

判定委員会で課題となった点4

「審査報告書」

- 苦情がなかったことを記録することを指摘しているが、苦情が無い場合、苦情記録を作成する必要はない。本件は指摘にならない。
- 簡易点検表の手順書を作成することを指摘しているが、点検が実施されていれば手順書をあえて作成する必要はない。点検が実施されてなければ、そのことを指摘し、必要ならば手順書を作成することが推奨できる。
- 総合判定の記載方法は規則で決まっている。自己流の書き方をしないこと。
- 法令の記載が漏れているとあるが、具体的に当社にどういう環境法令の記載が漏れているかを記載すること。
- 環境管理責任者、事務局への監査を指摘しているが、エコアクションでは、環境管理責任者、事務局への監査は要求していない。なお、ISO14001でも要求はない。
- フロン排出抑制法の簡易点検の未実施を軽微な不適合にしているが、軽微な不適合は最初に審査基準を書く方が良い。ここでは法令の要求が審査基準になる。

事業者様から聞いた課題

- 審査員補昇格審査、審査において、以下のような事業者様からの意見、苦情をいただくことがあった。審査員として課題であり、注意を要する。
 - 前の審査員は半日で帰っていたので、今回も短くできないか。
 - 審査時間がオーバーしたが、残業代を誰が払うのか考えているのか(昇格審査)。
 - 私が環境管理責任者になってから、環境法令の書類をこれまで確認されたことがない。
 - メンバー審査員の〇〇さんは審査していない。審査で雑談をしている。
 - 法規制遵守について、「個人的には遵守しなくてよい思う」と発言をしており、社内説明に困った。
 - 審査員の要望で、代表者インタビュー結果(様式5)を作成した。
 - 審査用に環境経営目標の中間評価時期を早めて提出するよう要望された。等



研修の内容

1. 審査員の力量向上ステップ
2. 審査員の力量とは何か
3. 審査員の力量の課題
4. 判定委員会で課題になっている点等
5. 審査員としての力量向上方法

力量向上方法例1

- 力量が急に向上する方法はない。自分自身で「知識向上」と「実践での応用」を行いPDCAで改善を図る。

○現場確認

- 現場確認のチェックリストを自分で作成し、徐々に精度を高める。
- チェックリストの内容を審査現場で活用し、自身の定着を図る。
- 審査現場では事業者に質問し、工程、施設、管理の実務の理解を高める。
- 審査以外で現場を見る機会を積極的に作る。顧客、知り合い、Web等

○環境法

- 審査前に環境法令で不明な点があったら調べる。調べたことは自分のデータベース(電子データ、紙ファイル、メモ・資料作成)として蓄積する。
- 法改正情報のアンテナを張る(書籍、データベース、行政Web、資料提供)。
- 環境法令改正情報を聞きつけたら、行政資料(説明会資料、パンフ、Q&A等)で確認し、更に原文を当てる。
- 苦手意識がある場合、ある時期徹底的に学習する(セミナー、検定、書籍)。

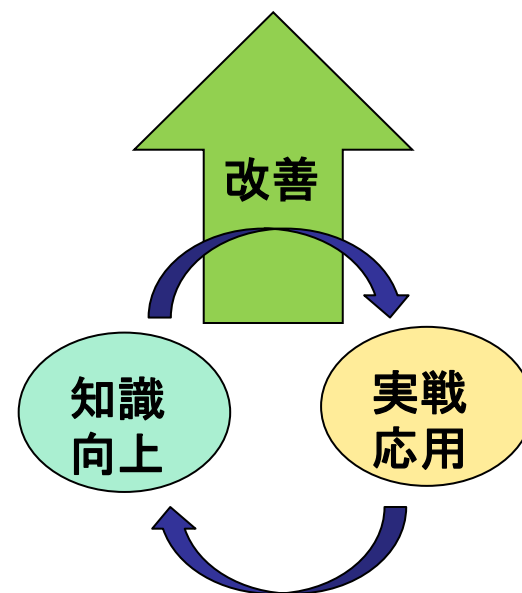
力量向上方法例2

○審査の根拠

- 課題だと感じたことに根拠があるか、審査で証拠固めを行う(良く聞き、資料を確認し、現場を見る)。
- 指摘を書く際に根拠を必ず記載するようにする。

○部門審査

- 「部門で会社の環境活動の定着を確認する」との気持ちで審査に臨む。
- 業務内容をよく聞き、業務に沿った環境改善(本来業務による改善)が行われているかを確認する。



審査員の力量向上には終わりはない。
力量向上も「継続的改善」である。